

— 九州の未来を担う子どもたちの自然を大切にする心を育む —

一般財団法人 九電みらい財団

2021年度 環境分野の次世代育成支援活動助成事業 募集要項

1 趣 旨

一般財団法人九電みらい財団は、九州の豊かな自然環境を未来につなげるとともに、子どもたちの体験活動を通じた健やかな成長を目的に、九州各地の諸団体が取り組む「次世代育成支援活動」の中でも「子どもたちの自然を大切にする心を育む活動」への助成を行います。

都市化が進み、子どもたちが自然に触れる機会が年々減少傾向にある中、子どもたちが自らの体験活動を通じて自然を大事だと思えるきっかけづくりを行う、九州各地の諸団体の皆さまの取り組みを応援するための助成事業です。

多くの皆さまからのご応募をお待ちしております。

2 募集する活動分野

以下の分野の活動を募集いたします。

- 九州地域において、非営利団体が、子どもたちの自然を大切にする心を育む活動。
- 自然体験は、主に山や森、里地里山をフィールドとした活動とします。

【活動例】

- ・ 森林散策や自然観察等、森や林の大切さ、またそこに住む生き物の大切さを実感できる自然体験活動
- ・ 農業体験や希少な動植物の保護・飼育等により自然を身近に感じることが出来る自然体験活動
- ・ 廃油石鹼やエコたわし制作、生ごみでの堆肥づくりなどのリサイクル活動を通じて資源の大切さを実感出来るエコ体験活動

※ 上記の活動例は、あくまで例として記載していますので、創意工夫あふれるご応募をお待ちしております。

※ 子どもの対象年代は、概ね高校生ままでとします。

【対象とならない活動】

- ・ 上記の「募集する活動分野」に該当しない活動
- ・ 営利を目的とする活動
- ・ 特定の個人又は団体のみが利益を受ける活動
- ・ 政治や宗教に関わる活動

- 官公庁や他企業等、他の補助金や助成金の併願も構いませんが、団体ホームページ、ポスター及びチラシ等には、当財団のロゴを使用するとともに本助成による活動である旨を明記していただきますようお願いいたします。

3 助成対象団体

- 九州地域で活動する非営利団体（法人格の有無は問いません。）
 - ・ 原則、応募の日までに1年以上にわたり継続的に活動していること
 - ・ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としない団体であること
 - ・ 暴力団、暴力団員が役員となっている団体、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体ではないこと
- 非営利団体とは、当助成制度においては、以下の団体とします。
 - ・ 特定非営利活動法人（NPO法人）、財団法人等の非営利活動を行う法人
 - ・ ボランティアサークルなどの社会貢献活動を行う任意団体（但し、会員数5名以上で規約や会員名簿を整備しており、組織的に活動をしている団体）

4 活動期間

- 活動期間は2021年4月1日（木）～2022年3月31日（木）とします。

5 助成金額と件数

- 1件名あたりの上限金額は100万円（助成件数10件程度）
- 応募いただいた内容によっては、活動予算書に記載されている金額を調整する可能性があります。その際は相談させていただきますので予めご了承ください。
- 助成の対象は応募する活動に直接要する経費に限りますので、組織運営のための管理費は対象外となります。

6 助成対象経費

- 助成の対象となる経費は、応募する活動に直接必要な以下の経費に限ります。

科目	内容	対象外
謝礼金	○ 外部講師に支払う謝礼金 ※1日あたり上限1万円以内の実費	・ 外部講師以外への謝礼金
旅費	○ 活動当日の移動にかかる旅費及び宿泊費の実費 【旅費】 ・ 公共交通料金、有料道路料金 ・ 自家用車のガソリン代 (走行距離 km×15 円) ※指定のフォーマットにて始点・終点等を明記のうえ提出いただきます。 ・ 駐車場料金 【宿泊費】 ・ 1泊あたり上限8千円以内の実費	・ 打ち合わせ時の旅費及び宿泊費 ・ タクシー料金
消耗品費	○ 文具、材料、道具、苗木、種、医療品等の購入費 ※単価1万円未満 ○ 活動当日の参加者やスタッフの軽食及び飲料代(千円/人未満程度)	・ 打合せ時等の飲食費
備品費	○ 資機材・道具等の購入費 ※単価3万円未満、申請時に要見積提出 ※九電みらい財団の助成事業であることを要貼付	
広告費	○ 助成対象活動のパンフレット・ポスター・チラシ制作費 ○ 助成対象活動のホームページ当該箇所制作費 ○ 一般参加者募集のためのSNS広告費 ※九電みらい財団の助成事業であることを要明記	・ ホームページの構築・維持管理費用 ・ 団体名をPRするためのグッズ(のぼりや法被等)
通信運搬費	○ 郵送代、機材運搬費等	・ 電話・FAX・インターネット料金
保険料	○ 傷害保険、ボランティア保険等	
賃借料 (事業者からの賃借に限る)	○ 会場使用料、設備利用料、リース料等 ※申請時に要見積提出 ○ 農業体験等の活動に利用する農園のための土地の賃借料	・ 個人所有物等を借りた場合に発生する料金 ・ 打合せ時の会議室等使用料 ・ 水道光熱費・家賃
人件費	○ 活動当日のスタッフ人件費 ※1日あたり上限8千円以内の実費	・ 企画検討や打合せなど、活動当日以外の人件費
整備費	○ 当該活動に使用する会場の整備にかかる委託費用(専門業者にしか出来ない工事)	・ 当該団体が自前で整備する場合の人件費
その他	○ 上記区分以外で、当財団が活動に必要な不可欠な経費と認めるもの	・ セミナー等の受講料、資格取得費用

7 応募方法

- 本募集要項を必ず確認のうえ、同意のうえご応募ください。
- 以下の当財団ホームページからダウンロードした応募書類に必要事項を記入のうえ、「1 提出書類」を「3 提出先」までご郵送ください。
(URL⇒<http://www.kyuden-mirai.or.jp/support/2021/result.html#result>)

1 提出書類（①～③は必須、④は任意でご提出いただく資料です）

① 応募書類

様式1：活動計画書〔A4サイズ片面4ページ以内〕

※過去に当財団の助成実績がある団体はA4サイズ片面5ページ以内

様式2・2-1：収支計画書

②役員、職員（活動関連者）名簿

③2020年度の事業計画書・収支予算書、2019年度の収支報告書

（法人の場合は、理事会等で承認された活動計算書／注記含む、財産目録等）

※冊子の場合は、該当ページのみ印刷して添付ください。

④その他参考資料〔任意〕

※A4サイズ10枚（両面20ページ）以内に収めてください。

※上記以上の分量の参考資料は、選考に考慮されませんのでご了承ください。

〔その他参考資料の例〕

・活動内容が分かる既存の資料（団体パンフレット、チラシ、過去の活動の写真、行政が活動を紹介したパンフレットなど）

・解決すべき課題の現状について参考となる資料（各種データ資料、新聞記事など）

※参考資料は必要な部分をA4サイズ用の紙にコピーして添付ください。

- 応募に係る経費は全て貴団体の負担となります。
- 提出された資料は返却いたしません。必ずコピーをとり、お手元で保管ください。なお、提出された資料はA4サイズで読み込むため、「付箋」や「インデックス」を使用しないでください。また、「ホチキス止め」も行わないでください（クリップ使用可）。

2 応募受付期間

2020年10月30日（金）～2020年12月18日（金）当日消印有効

3 提出先

〒810-8720 福岡市中央区渡辺通二丁目1-82 一般財団法人九電みらい財団 行

4 お問合せ先

電話：092-982-4627（9:00～17:00）※土日・祝日を除く

E-mail：josei@kyuden-mirai.co.jp

8 選考方法

以下の観点をもとに、外部の有識者の意見をいただきながら決定します。

- 活動の目的が、当助成の目的にかなうもので、明確であるか
- 計画的にスケジュールが組まれているか
- 活動予算が適正な積算で組まれているか
- 活動効果を見込めるか
 - ・ 活動で求める成果が確実に得られるか
 - ・ 受益者の状況の改善度、満足度が向上するか
 - ・ 地域への波及効果が期待できるか など

※ 審査の際、応募内容について、電話でのヒアリング等をさせていただく場合がありますので、ご協力ください。

9 スケジュール

項目	時期	備考
応募締切	2020年12月18日(金)	当日消印有効
書類審査等	2021年1～3月頃	書類審査、必要に応じて電話ヒアリング
助成決定	2021年3月末頃	助成決定団体様へ文書にて通知
助成金振込み	2021年4月下旬までに順次	
活動	2021年4月～2022年3月	
報告書提出	活動終了後1カ月以内または 2022年4月8日(金)まで	いずれか早い日にちまでに提出ください

10 結果の発表

- **2021年3月下旬を目途に**、採択された応募者に対して文書でお知らせします。また、当財団のホームページでも助成決定団体を公表いたします。
- 審査の経緯や決定の理由については、採択の結果に関わらず、お問い合わせには応じかねますので、予めご了承ください。

11 助成金の振込み

- 覚書の締結・預り証の受領
事前に覚書を締結のうえ、この覚書にもとづき助成金の支出を行います。
助成金の入金確認後、速やかに預り証の発行をお願いします。
- 収支報告
活動終了後は、活動報告書の提出とともに、活動にかかった費用の領収証等(原則、原本)の提出をお願いします。「活動計画書」にて申請していないもの、領収証等の証拠書類がないものは、助成金支出の対象として認められません。活動費用(助成対象分の支出金額)が助成額に満たない場合は、差額について戻入をお願いすることとなりますのでご注意ください。
また、提出資料に虚偽があった場合や、当財団の助成事業であることがチラシ等に明記されていない場合などは、助成金を返金していただきます。

12 決定後に実施いただくこと

- ホームページ、ポスター及びチラシ等へ、当財団のロゴを使用するとともに本助成による活動である旨を明記（都度、当財団に報告ください。）



- 助成金贈呈式への参加
- メールによる連絡や資料のやりとりを行いますので、メールアドレスがない場合は速やかにご準備ください。
- 当財団による活動時の取材や当財団ホームページおよびSNS掲載等への協力
- 活動終了後、当財団の様式による「活動報告書」の提出（活動終了後1か月以内又は2022年4月8日(金)のいずれか早い日にちまでの提出をお願いいたします。）

【個人情報の取扱いについて】

- 応募用紙に記載いただきました個人情報につきましては、「個人情報保護に関する法律」に則り個人情報として厳正に管理し、以下の目的に限り利用します。
 - 1) 応募に対する審査及び審査結果の通知
 - 2) 助成決定後の諸手続きの連絡
 - 3) 助成団体決定の公表（団体名、活動名、代表者名、所在地、団体HPアドレス）
 - 4) 当財団内管理業務
 - 5) 九州電力株式会社への情報提供

以 上